

土砂等発生元証明書

令和4年12月4日

盛土等の許可を受けた者 氏名

静岡ドラッグHD（株）

代表取締役 静岡 百造 様

改良土又は再生土の
製造者

住 所 静岡市葵区山中 8358

氏 名 （株）山中碎石興行

代表取締役 川上 耕太

電話番号 054-123-1234

静岡県盛土等の規制に関する条例第9条の許可を受けた盛土等区域に搬入しようとする土砂等は、次により製造されたものであることを証明します。

土砂等の種類	再生土（再生碎石 RC-30）
改良土又は再生土の製造場所	静岡市葵区山中 8356、8357、8365
改良土又は再生土の製造方法	コンクリート殻の破碎による再生碎石の生産
改良土の原料土砂の発生場所又は再生土の原料廃棄物の発生場所	市内周辺で行われる公共事業及び民間事業
改良土の原料土砂の排出者又は再生土の原料廃棄物の排出者	市内周辺の国、地方自治体及び民間事業者等
改良土又は再生土の製造時期	令和4年11月～12月
改良土又は再生土の量	200 m ³
土砂等が用いられる盛土等区域の位置	静岡市駿河区田中 1696-2ほか8筆

- ・「原料土砂・廃棄物の発生場所」は、特定可能な範囲で記載する。
- ・「製造時期」は、盛土等が行われる場所に搬出する再生土等が生産された時期を記載する。特定できない場合は、〇月～〇月とすることも可とする。
- ・「改良土又は再生土の量」は、盛土等が行われる場所で使用される締固め後の土量として記載する。
- ・地歴を確認した土地の利用状況等の調査結果書（参考様式第2号）又は土壌汚染調査結果と計量証明書を添付する。

《改良土又は再生土の汚染のおそれの把握方法》

- 全ての土砂基準物質について分析調査を実施し、土砂基準に適合している場合は「汚染のおそれがないことの確認」ができたとみなすことができます。
- また、改良土又は再生土の場合は、その製造場所や製造方法等をあわせて確認する必要があります。
- 再生土又は改良土の製造者に、すべての土砂基準物質の分析結果（写しで可）及び製造工程が分かるもの（[処理フロー図](#)）を用意してください。
- 再生土又は改良土の製造者は、土砂基準に適合した製品を適正に販売するためにも、販売するロット単位等適切な頻度で分析を行う必要があります。

【処理フロー図（例）】

改良土の製造フロー図

